

政令第 号

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第六項、第六条の三第一項及び第二項並びに第十九条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（国土審議会令の一部改正）

第一条 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表土地政策分科会の項中「第十条第三項及び第十九条」を「第十一条第三項、第二十一条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二條」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（国土調査法施行令の一部改正）

第二条 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「五百分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）」を「二百五十分の一又は五百分の一」に、「千分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、五百分の一又は二千五百分の一）」を「五百分の一、千分の一又は二千五百分の一」に、「二千五百分の一又は五千分の一」を「千分の一、二千五百分の一又は五千分の一」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

四 第一号の調査地域の特性に応じた効率的な調査方法（次条第六号において「効率的調査方法」という。）の導入に関する方針

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 導入する効率的調査方法の内容（効率的調査方法の導入が困難であるときは、その旨及びその理由）
第九条中「前条第六号」を「前条第七号」に改める。

第十九条第一項に次の一号を加える。

五 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が申請する場合にあつては、当該国土調査を行う

者の名称

第十九条第三項中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第十九条第六項の規定により国土調査を行う者が同条第五項の規定による認証の申請を行うときは、前項に規定するもののほか、同条第六項後段の同意を得たことを証する書類を添えなければならない。
第二十条を次のように改める。

(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)

第二十条 法第十九条第八項の規定による公告は、官報によりしなければならない。

(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第十条」を「第十一条」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(国土審議会令第二条第一項の表土地政策分科会の項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める部分を除く。)及び第三条の規定は、公布の

日から施行する。

理由

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国土調査を行う者が国土調査法第十九条第五項の規定による認証の申請を行う場合の申請書の記載事項及び当該申請書に添付すべき書類を定める等国土調査法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。